

1 令和3(2021)年度8月補正予算案について

【一般会計補正予算第7号】

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症に関し、本県が「まん延防止等重点措置区域」に指定されたことを受け、営業時間短縮協力金等の支給や見回り調査を行うほか、自宅療養者への支援体制を確保するとともに、引き続きワクチン接種の促進を図るなど、必要な対策を迅速かつ適切に講じることとして編成したものである。

○ 一般会計歳入歳出予算補正の内訳

1 補正額	130 億 8,817 万円	
2 補正後累計	1 兆 614 億 8,040 万円	
【令和2(2020)年度6月補正後予算額	9,799 億 9,598 万円	比 108.3%】
3 補正の財源		
国庫支出金	130 億 8,817 万円	

2 主要事業

(単位千円)

(県民生活部)

事業名	予算額	左の財源内訳				説明
		国庫支出金	地方債	その他	一般財源	
[県民文化課] 飲食店感染防止対策 見回り事業費	55,000	55,000				まん延防止等重点措置区域の飲食店を対象とした感染防止対策実施状況の見回りに要する経費

(保健福祉部)

事業名	予算額	左の財源内訳				説明
		国庫支出金	地方債	その他	一般財源	
[感染症対策課] 1新型コロナウイルス ワクチン接種体制確 保事業費	2,785,170	2,785,170				<p>新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種促進のための体制確保に要する経費の補正 (補正前) 2,459,660千円 → (補正後) 5,244,830千円</p> <p>1 個別接種促進事業費 2,735,570千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給対象及び支給額 ア 診療所 2千円/回 (100回以上/週の接種を7月末まで、8・9月、10・11月のそれぞれの期間中に4週間以上行う場合) イ 診療所・病院 3千円/回 (150回以上/週の接種を7月末まで、8・9月、10・11月のそれぞれの期間中に4週間以上行う場合) イ 診療所・病院 10万円/日 (50回以上/日の接種を行った場合) <p>※アとの重複は不可</p>

						ウ 病院 医師7,550円/時間、看護師等2,760円/時間（50回以上/日の接種を週1日以上達成する週が7月末まで、8・9月、10・11月のそれぞれの期間中に4週間以上ある場合） ・支給対象期間 5月10日の週から11月 2 職域接種支援事業費 49,600千円 ・支給対象及び支給額 企業・大学等 1千円×接種回数を上限に実費補助（外部の医療機関が出張して実施する職域接種で一定の条件に該当する場合）
2 自宅療養者支援体制確保事業費	335,000	335,000				新型コロナウイルス感染症による自宅療養者への支援に要する経費 1 自宅往診協力金支給事業費 92,000千円 2 健康観察等体制強化事業費 243,000千円 ・事業内容 電話連絡により健康観察等を行う看護師等の各保健所への派遣、自宅療養者からの緊急連絡に一元的に対応する夜間コールセンターの運営

（産業労働観光部）

事業名	予算額	左の財源内訳				説明
		国庫支出金	地方債	その他	一般財源	
〔経営支援課〕 1 新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金	8,013,000	8,013,000				県の営業時間短縮要請に応じた事業者への協力金の支給に要する経費の補正（補正前） 4,420,000千円 →（補正後） 12,433,000千円 1 協力金 7,932,000千円 (1) 飲食店に対する協力金 6,818,000千円 (2) 大規模施設等に対する協力金 1,114,000千円 2 受付等業務委託費 81,000千円

事業名	予算額	左の財源内訳				説明
		国庫支出金	地方債	その他	一般財源	
2栃木県地域企業事業 継続支援金	1,900,000	1,900,000				<p>まん延防止等重点措置に伴う飲食店の時間短縮営業又は外出自粛等の影響を受けた県内中小法人・個人事業者等への事業継続支援金の支給に要する経費</p> <p>1 事業継続支援金 1,800,000千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給対象 令和3（2021）年8月の月間売上が、令和元（2019）年又は令和2（2020）年の同月比で30%以上50%未満減少した県内の中小法人・個人事業者等 ・支給限度額 中小法人等 20万円 個人事業者等 10万円 <p>2 受付等業務委託費 100,000千円</p>